

令和5年10月以降の新型コロナ関係事業について

令和5年9月
京都府健康福祉部
京都市保健福祉局

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱の案（令和5年10月から令和6年3月まで適用）が提示されたことを受け、下記のとおり各事業を実施する方向で検討しております。

記

1 外来対応医療機関開設整備支援（同内容で年度内継続）

【実施内容】

- ・初度設備等の整備支援（案内看板設置、HP改修、換気設備の軽微な改修、パルス購入等）
- ・外来対応に必要な設備整備支援（HEPAフィルター付き空気清浄機、個人防護具等）

【支援対象】

- ・令和5年3月10日以降に、新たに診療・検査医療機関又は外来対応医療機関の対応を行い、少なくとも令和5年度中は対応を継続する保険医療機関

【支援額】

- ・整備内容に応じて、国上限単価の範囲内で支援

2 きょうと新型コロナ医療相談センター（療養者相談ダイヤル含む）（同内容で年度内継続）

- ・「発熱時等の受診相談」及び「陽性判明後の体調急変時の相談」に引き続き対応

3 高齢者施設等施設内療養の体制整備支援（同内容で年度内継続）

【実施内容】

- ・新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、その協力医療機関等や施設訪問診療等協力機関が陽性者（従事者を除く。）に対して治療薬の投与、健康観察等を行った場合に、医師・看護師に往診等経費を支払う。

【交付対象】

- ・高齢者施設等に係る協力医療機関等及びあらかじめ登録された施設訪問診療等協力機関

【支援額】

区分	9月までの扱い	10月以降の対応
往診コーディネートチーム(委託)	50万円/1チーム/月	同内容で年度内継続
往診等経費	1時間当たり 医師 15,100円 看護師 8,280円	同内容で年度内継続

4 その他（患者負担の変更について）

区分	9月までの取扱い	10月以降の対応
治療薬	コロナ治療薬の費用は全額公費支援（入院・外来）	医療費の自己負担割合に応じた自己負担を導入 自己負担額：9,000円（3割負担の方） 6,000円（2割負担の方） 3,000円（1割負担の方）
入院医療費	高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額	高額療養費制度の自己負担限度額から1万円を減額